

**令和5～6年度 厚生労働省 労災疾病臨床研究事業費補助金
職業性ストレス簡易調査票に関する新しい基準値の提案(230201-01)
研究代表者：堤 明純（北里大学医学部公衆衛生学単位）**

研究の目的

職業性ストレス簡易調査票は、平成7～11年度労働省「作業関連疾患の予防に関する研究班」ストレス測定研究グループによって開発された。職場のストレス対策に有用な、仕事のストレス要因、ストレス反応、および、修飾要因を簡便に測定できること、さらに、そのうちの12項目を利用して、職場のストレス度を健康リスクとして表現できる「仕事のストレス判定図」を作図できることから、ストレスチェック制度における調査票として汎用されている。

職業性ストレス簡易調査票の基準値は、2010年の見直し検討から時間が経過していることから、本研究で改めて見直しを行った。さらに、仕事のストレス判定図の係数の見直しと80項目版調査票を用いて集団分析を行うための判断基準を作成し、ストレスチェック制度のさらなる活用に資することを目的とした。

研究方法

文献レビューおよび労働安全衛生調査の分析を行った。令和6年2月から6月にかけて、事業場からストレスチェックを受託している団体等全11機関からストレスチェックデータを収集し、統合したうえで、全体および属性別の基準値の策定を行った。職業性ストレス簡易調査票の各下位尺度とその上位概念について、集団分析を行うための判定基準を示した。さらに、仕事のストレス判定図の平均値および係数を示した。インターネット調査および既存の調査データを用いて、従来の高ストレス判定および新しい基準値の妥当性を確認した。

研究成果

文献レビューにより、現行のツールでは職場環境改善策につなげるには情報が不足している課題などが挙げられ、ストレスチェック後の集団分析やその活用にあたっては、職業性ストレス簡易調査票の全項目を分析対象として詳細な職場環境の把握に努めている工夫、職業性ストレス簡易調査票に加えて他の尺度を併用する工夫、フィードバックに際して結果の返却に加えて面談等を組み合わせる工夫、および既存のアクションチェックリストに加えて事業場内の良好事例を集積する工夫等が認められた。

2015年度から2021年度における厚生労働省労働安全衛生調査個人調査の集計表の分析から、仕事や職業生活に関する強いストレスの内容別労働者割合、上司・同僚および家族・友人にストレスを相談できる労働者割合の年次変化は、大きなものではなかった。メンタルヘルス不調による連続1か月以上の休業者数・退職者、強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合およびその内容別の割合の年次推移に属性別の差は明確でなかった。

2024年2月～6月に、事業場からストレスチェックを受託している団体等全11機関から、

2015～2023 年度に実施されたストレスチェックにおける職業性ストレス簡易調査票（57 項目版）および新職業性ストレス簡易調査票（80 項目版）について、個票データのべ 11, 488, 282 人、集計データのべ 1, 323, 911 人の提供を受けた。それぞれの調査票のすべての項目に回答欠損の無い、職業性ストレス簡易調査票（57 項目版）12, 154, 418 人分、新職業性ストレス簡易調査票（80 項目版）1, 637, 642 人分を解析対象とした。各調査票、尺度毎に、全体、性別、年代別、業種別、職種別、職階別、雇用形態別、労働時間別に以下の標準値—平均値、標準偏差、最小値、最大値、第一四分位、第二四分位、第三四分位—を算出した。さらにインターネット調査を用いてテレワークを行っている労働者 1294 人を対象として職業性ストレス簡易調査票の標準値を算出した。

事業場レベルの変数を作成できた 42, 760 事業場、のべ 9, 774, 846 名を解析の対象とし、新しい仕事のストレス判定図の平均値、および係数を示した。また、一部の業種においては業種別の係数を示した。

職業性ストレス簡易調査票の各下位尺度とその上位概念について、代表的な偏差値や効果量に相当する得点を対象者全体および基本属性別に算出するとともに、項目ごとの回答分布（各回答選択肢の回答者の割合）についても対象者全体および基本属性別に算出し、集団分析を行うための判定基準として示した。

インターネット調査を用いて、職業性ストレス簡易調査票の妥当性と有用性の検証を行った。多様な労働者の集団において、職業性ストレス簡易調査票で抽出される高ストレス状態および職業性ストレス簡易調査の一部尺度と項目に、疾病休業をアウトカムとした予測妥当性があることを示した。K6、PHQ9 高値をアウトカムとした際、高ストレス状態を抽出することにより有益な情報が得られることを示した。

職業性ストレス簡易調査票を用いたストレスチェック制度における高ストレス者判定基準に機械学習のアプローチを適用し、既存基準と性能を比較した。職業性ストレス簡易調査票の下位尺度の一部を使うことで、より高精度に抑うつ状態を判定できる可能性が示された。また、既存の判定基準では使用されていない満足感も重要な情報となる可能性が示された。前向き研究の二次解析により、仕事の適性の低さや、働きがいのなさは、精神疾患による 1 か月以上の長期疾病休業のリスクを高めることが示唆された。

結論

ストレスチェック制度施行後に取得された大規模データを収集したことで、代表性の比較的高い労働者集団における職業性ストレス簡易調査票の標準値の算出が、労働者の属性別に可能となった。これら標準値から策定した基準値と高ストレス状態の有用性を確認した。過去にない大規模なデータに基づく値であることを踏まえ、本研究で得られた記述統計量を、新たな標準値として提案したい。

今後の展望

本研究の報告書および標準値の情報については、北里大学医学部公衆衛生学教室のホームページに掲載し、各事業場において広く活用できるようにした(<https://www.med.kitasato-u.ac.jp/lab/publichealth/osq.html>)。